

山形県有機農業推進計画の概要（平成25年8月改定）

推進計画の趣旨

有機農業は、化学肥料、化学合成農薬を使用しないことを基本とするため、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減する取組みであり、安全、おいしい、健康に良いなど消費者の求める品質の農産物の供給に呼応するものであり、本県が進めている「全県エコエリア構想」の展開をより一層促進するものとして期待される。

本県では、昭和50年頃から一部の農業者が有機農業に取り組み始め、県でも平成元年頃から技術開発に着手し、有機農業者に対する支援を行ってきた。一方、国では、有機農業推進法の成立を受け、有機農業の推進に関する基本方針を策定した。

このような状況を踏まえ、本県における有機農業の推進を図るために県が実施する施策を取りまとめ、平成21年に「山形県有機農業推進計画」を策定した。このたび、有機農業推進の第2ステージを展開するため、推進計画を改定する。

有機農業の定義

有機農業とは、有機農産物の日本農林規格（有機JAS）に規定する生産方式に限定することなく、化学的に合成された肥料や農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、環境への負荷をできる限り低減する農業生産方法とする。

計画期間

本計画の期間は、策定から平成28年度までとする。

推進目標

【有機農業に取り組む農家数】
平成23年度 391戸 ⇒ 平成28年度 450戸

【有機農業に取り組む栽培面積】
平成23年度 504ha ⇒ 平成28年度 800ha

【水田面積に占める有機JAS認定水田面積割合】
平成23年度 0.3% ⇒ 平成28年度 0.4%

【推進体制を整備した市町村数】
平成23年度 15(43%) ⇒ 平成28年 21(60%)

有機農業推進に関する施策の展開方向

◎：新規 ○：拡充

1 有機農産物の安定的な生産に対する支援

有機農業技術の開発及び普及の促進

- 有機農業に関する技術の研究開発の促進
- 有機農業技術の研究開発成果の普及促進

- 技術メニューの拡大と栽培体系の構築
- ◎有機農業の取組効果可視化手法の構築（生きもの指標等）
- 研究開発成果等の普及（実証ほの活用、県HP上での情報発信）
- 普及指導員、研究員と有機農業者の連携強化

有機農業者等の支援

- 有機農業の取組みに対する支援
- 新たに有機農業を志向する取組みに対する支援

- 取組み拡大支援事業の活用（直接支払対策、補助事業等）
- 有機種子の確保（有機栽培用種子生産に対する支援）
- 有機JAS認証制度への支援（説明会の開催等）
- ◎米の市町村別生産数量目標への有機栽培等の反映
- 新規参入者への支援（相談窓口の設置、技術支援者リスト提供等）
- 研修制度の充実（農業大学校の講座、研修受入体制の充実等）
- 支援金の貸付による支援（就農支援資金等の貸付）

2 有機農業に対する理解の増進及び有機農産物の流通・消費促進

消費者等の理解と関心の増進

- ◎有機農業の取組や農業者の活動紹介（HP上での情報発信）
- 優良事例の顕彰（エコエリアやまがた推進コンクール等）
- 消費者等との交流活動に対する支援（ネットワーク構築支援等）
- 認証制度の普及啓発（県内登録認定機関と連携）
- 農作業体験や食育の推進

有機農産物の流通・消費促進

- ◎有機農業の取組効果の可視化と有機農産物のブランド力向上
- ◎有機農産物を含めた多様なエコ農産物の情報発信
- ◎つや姫の有機栽培等の取組促進と販売PR

3 有機農業推進体制の整備

県における推進体制の強化

- ◎エコエリアやまがた推進協議会 有機農業専門部会の設置
- 市町村、JA等関係機関との連携強化
- ◎地域段階における有機農業推進方策の検討

市町村における推進体制の整備

- 市町村の推進体制構築に対する支援（市町村推進計画の作成等）